



富山労働局発表  
平成27年6月18日

【照会先】

富山労働局 総務部 企画室  
室長 矢郷 徳政  
労働紛争調整官 市井 慶尚  
電話 076-432-2728

報道関係者 各位

## 平成26年度における個別労働紛争解決制度の運用状況

—相談件数のトップは「いじめ・嫌がらせ」—

富山労働局(局長 吉田研一)では、このほど平成26年度における個別労働紛争解決制度(※1)の運用状況をとりまとめたので、以下のとおり発表します。

### 【平成26年度の相談、助言・指導、あっせんの概況】

◆ 総合労働相談件数	6,732件	(前年度比 141件(2.1%)増加)
うち民事上の個別労働紛争相談件数(※2)	1,860件	(同 159件(9.3%)増加)
◆ 助言・指導申出件数	63件	(同 22件(34.9%)減少)
◆ あっせん申請受理件数	40件	(同 0件 前年度と同数)

#### (1) 相談内容は「いじめ・嫌がらせ」がトップ

総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数はともに増加したが、「いじめ・嫌がらせ」に係る相談が438件(前年度比129件(22.7%)減少、全体に占める割合13.7%)にのぼり、前年度と同様に相談件数のトップとなった。

#### (2) 助言・指導申出の内容は「自己都合退職」がトップ

助言・指導申出の内容は、「自己都合退職」が16件(25.3%)、「解雇」が13件(15.4%)、「いじめ・嫌がらせ」が9件(10.7%)となった。

#### (3) 迅速な対応

「簡易・迅速」という特徴を活かした制度運用に努め、助言・指導は10日以内に96.8%、あっせんは2か月以内に100%を処理した。

※1 個別労働紛争解決制度は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度で、幅広い分野の労働問題を対象とする「総合労働相談」、個別労働紛争の解決につき援助を求められた場合に行う都道府県労働局長による「助言・指導」、あっせんの申請を受けた場合に労働局長が紛争調整委員会に委任して行う「あっせん」の3つの方法があります。

※2 民事上の個別労働紛争とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働基準法等の違反に係るものを除く。)である。

# 1 相談の状況

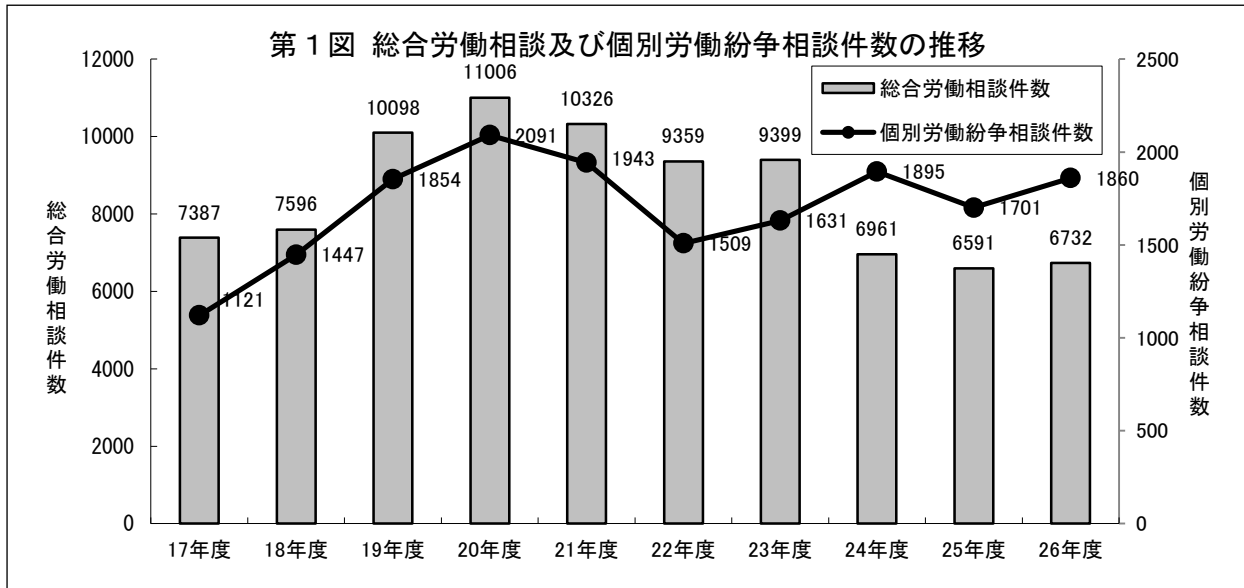
## (1) 件数

富山労働局では、総務部企画室（1か所）と県内各労働基準監督署内（富山、高岡、魚津、砺波の4か所）に総合労働相談コーナーを設置し、労働問題に関するあらゆる分野の相談・情報提供にワンストップで対応している。

平成26年度にこれらの総合労働相談コーナーで受け付けた相談は、

- ・総合労働相談 6,732件（前年度比141件（2.1%）増加）
- ・うち民事上の個別労働紛争相談 1,860件（前年度比159件（9.3%）増加）

で、いずれも前年度に比べて増加した。（第1図参照）

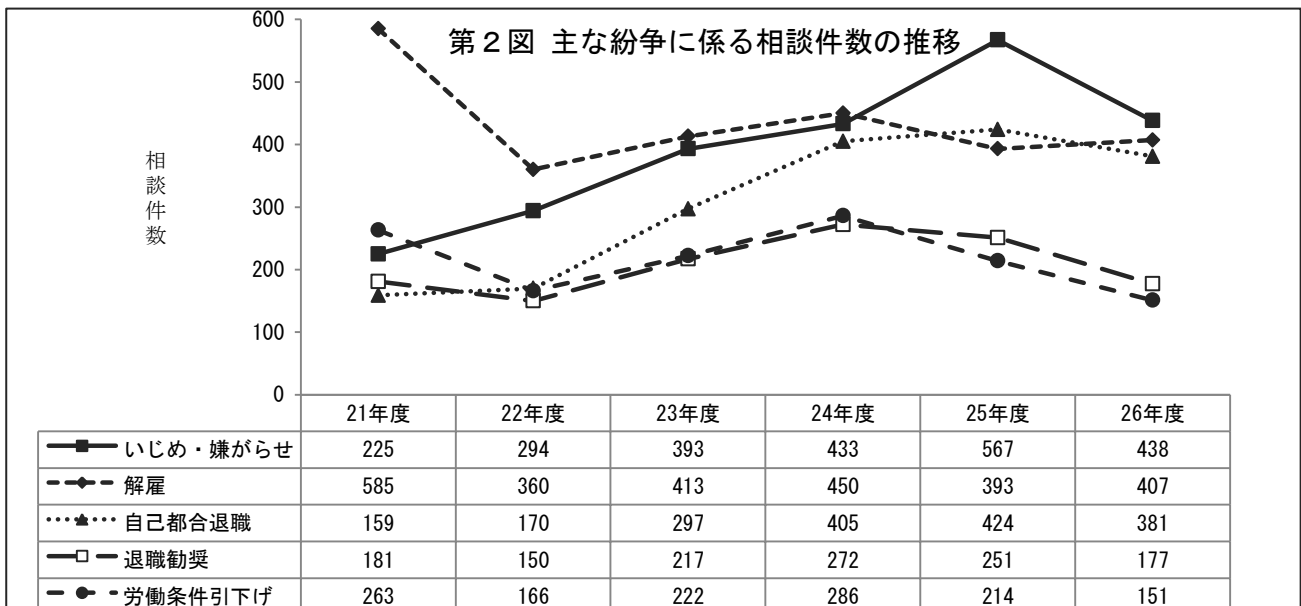


## (2) 内容

民事上の個別労働紛争相談の内容は、多いものから「いじめ・嫌がらせ」438件（13.7%）、「解雇」407件（12.7%）、「自己都合退職」381件（11.9%）、「退職勧奨」177件（5.5%）、「労働条件引下げ」151件（4.7%）となり、「いじめ・嫌がらせ」が前年度に続きトップとなった。（第2図参照）

なお、（%）は内容別相談件数を合計した延べ件数（3,191件）に占める割合を示す。

（※1件の相談で複数の内容を含む場合は、それぞれの内容ごとに1件としている。）



## 2 助言・指導及びあっせんの状況

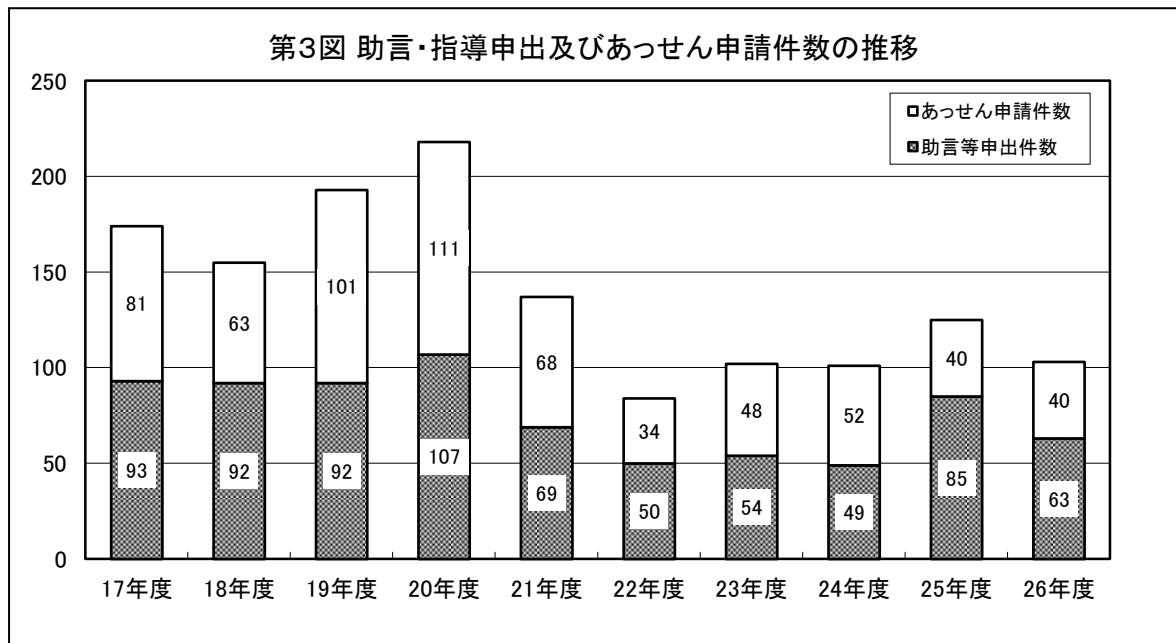
### (1) 件数

この制度では、民事上の個別労働紛争の解決を図るため、

- ① 都道府県労働局長による助言・指導（以下、「助言・指導」という。）
- ② 紛争調整委員会(※)によるあっせん（以下、「あっせん」という。）

を運用している。

平成 26 年度における助言・指導申出件数は 63 件（前年度比 22 件減少）、あっせん申請件数は 40 件（前年度と同数）であった。（第 3 図を参照）



※ 紛争調整委員会とは、弁護士、社会保険労務士などの労働問題の専門家により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員の中から指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施する。

### (2) 内容

助言・指導においては、「自己都合退職」に関するものが 16 件(19.0%)と最も多く、次いで「解雇」13 件(15.4%)、「いじめ・嫌がらせ」9 件(10.7%)であった。全体として、労働契約の終了に関する内容（「自己都合退職」「解雇」「退職勧奨」「雇止め」）が 34 件(53.9%)となった。

あっせんにおいては、「解雇」に関するものが 13 件(28.2%)と最も多く、「いじめ・嫌がらせ」が 9 件(19.5%)、「労働条件の引下げ」が 3 件(6.5%)と続いている。

### (3) 迅速な対応

助言・指導においては、平成 26 年度に手続終了した 63 件のうち、処理期間が、10 日以内であったものが 61 件(96.8%)で、概ね 10 日以内に処理を行った。

あっせんにおいては、平成 26 年度に手続終了した 44 件のうち、合意が成立したものが 18 件、申請人が取下げられたものが 6 件、紛争当事者の一方が手続に参加しないなどの理由であつせんが打切られたものが 20 件であった。処理期間は、1 か月以内が 28 件、1 か月を超え 2 か月以内が 16 件で、すべて 2 か月以内に処理を行った。